



●CNJ 東京事務局

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-10-2 御茶ノ水 K&K ビル 2 階

電話：03-5840-6072 ファックス：03-5840-6073

●CNJ 大阪事務局

〒532-0011 大阪市淀川区西中島 5-7-14 大京ビル 206 号

電話：06-6886-3388 ファックス：06-6886-3387

●ホームページ：<http://www.cancernet.jp/>

●フェイスブック：<https://www.facebook.com/CancerNetJapan>

●ツイッター：<http://twitter.com/CancerNetJapan>

特定非営利活動法人 キャンサーネットジャパン

<催事(セミナー・シンポジウム等)後援依頼・広報依頼について>

特定非営利活動法人キャンサーネットジャパン（以下、CNJ）は、「がん患者が本人の意思に基づき、がん治療に臨むことができるよう、患者擁護の立場から、科学的根拠に基づくあらゆる情報発信を行うこと」をミッションに、また「がん体験者・家族・遺族、その支援者、医療者と共に日本のがん医療を変え、がんになっても 生きがいのある社会を実現する」ことをビジョンに活動する特定非営利活動法人です。

このような事から、私共のミッション・ビジョンに合致する「がんに関する正しい知識の普及・啓発」をはじめとした各種催事について、後援・広報いたします。ただし、主催団体の性質、イベントの開催形態、CNJ の関与の度合いにより対応が異なります。 後援・広報を希望される場合は、以下の事項にご確認いただき、申請書に必要事項をご記入の上、メールにて [info@cancernet.jp](mailto:info@cancernet.jp) までお送り下さい。折り返し、担当者よりご連絡いたします。3 営業日以内にお返事がない場合は、恐れ入りますが、事務局までご一報ください。

なお、広報手段については CNJ 内部にて決定致します。何卒ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

【申請者(主催者)が非営利団体の場合】

～CNJ が共催、開催協力（運営等）に関与しているイベント等～

後援もしくは広報で申請が承諾された場合は無償にて広報いたします。

例)

- ・CNJ ホームページ（<http://www.cancernet.jp/>）での告知
- ・CNJ オフィシャル Facebook ページ等 SNS での紹介・告知
- ・CNJ メールマガジンへの掲載
- ・がん診療連携拠点病院等への CNJ セミナー開催案内送付時にフライヤー等の同封
- ・CNJ 関連セミナー（オンライン開催を除く）でのフライヤー等の設置、配布

～CNJ が運営等に関わっていない非営利団体のイベント等～

後援で申請が承諾された場合は無償にて以下の通り広報いたします。

※広報のみの申請は承っておりません。

- ・CNJ 関連セミナー（オンライン開催を除く）でのチラシ設置
- ・CNJ オフィシャル Facebook ページ等 SNS での紹介・告知

**【申請者(主催者)が営利団体(企業)の場合】 ※申請前に必ずお問い合わせください。**

～CNJ が共催、開催協力（運営等）に関与しているイベント等～

後援もしくは広報で申請が承諾された場合は有償にて広報いたします。

例)

- ・ CNJ ホームページ（ <http://www.cancernet.jp/> ）での告知
- ・ CNJ オフィシャル Facebook ページ等 SNS での紹介・告知
- ・ CNJ メールマガジンへの掲載
- ・ がん診療連携拠点病院等への CNJ セミナー開催案内送付時にフライヤー等の同封
- ・ CNJ 関連セミナー（オンライン開催を除く）でのフライヤー等の設置、配布

～CNJ が運営等に関わっていない営利団体(企業)のイベント等～

後援もしくは広報で申請が承諾された場合は有償にて以下の通り広報いたします。

- ・ CNJ 関連セミナー（オンライン開催を除く）でのチラシ設置
- ・ CNJ オフィシャル Facebook ページ等 SNS での紹介・告知

**※営利団体(企業)からの申請につきましては有償となります。金額についてはイベントの内容を考慮し決定いたします。必ず事前にお問い合わせください。**

**【審査基準】**

・ 科学的根拠に基づくがんの予防・検診・治療・その他の正しい情報、知識の普及・啓発の各種催事  
・ 学術、教育、社会貢献などの各種催事（しかしながら、下記のいずれかに該当する場合は後援・広報ができない場合があります）

- ①公序良俗に反するもの、またそのおそれのあるもの
- ②特定の政党、宗教団体等が政治活動、布教等を目的として実施する催事
- ③特定の商品の物販を目的とした催事
- ④薬事法上未承認である特定の医薬品・機器等の宣伝または物販が目的の催事
- ⑤その他、当法人理事会にて後援しないと決定したもの

・ 営利団体(企業)からの申請の場合、広く一般を対象としたイベントを後援・広報の対象といたしません。

(医療従事者対象など、対象者が限定される場合は後援・広報ができない場合がございます)

**【申請】**

申請は、後援・広報申請書をメールにてお送りください。申請期日は、原則として催事の開催日の1カ月前までとします。申請時には以下の書類・資料をお送りください。

- (1)催事(セミナー・シンポジウム等)後援・広報申請書
- (2)イベントの開催概要が分かる資料(企画書、フライヤー、ポスター等)

送付先 info@cancernet.jp

※件名に「後援・広報申請について」とご記載ください。

**【承諾】**

後援・広報申請書の受理後、当法人内にて審査をおこないます。申請に対する返答には、1～2 週間かかります。

審査のため、申請書のほかに、催事の内容や過去の活動状況を示す資料を追加でご提出いただく場合があります。申請書類等に不備があった場合、また法人内で審査の結果、不相当と判断された場合は、後援名義の使用、及び広報を承諾いたしません。

後援・広報依頼が承諾された後に申請内容に変更があった場合には、ただちに文書にて届け出てください。催事が申請の内容と異なるなどの事実が明らかになった場合は、承諾を取り消すことがあります。

後援・広報の依頼があった事業の終了後は報告書のご提出をお願いいたします。（様式は問いません）

2010年3月20日作成（2023年2月6日改変）